



土地境界確定測量とは、
現地で測量したデータをもとに隣接地所有者様との立会をおこない、土地境界確認書
などを取り交わし、今後の土地の境界をはっきり確定させる測量のことです。

1. 作業の流れ

資料調査	法務局、市役所、官公署での資料収集及び調査をします
事前調査	調査資料をもとに現況調査をおこない物理的状況を確認します
測量	土地に関係する様々な資料との整合性をみるために1街区（道路や水路などで囲まれた土地）の測量を行います。 1街区全体を測量することで、1街区の土地の形状と面積（地積）の測量データを得ます。 また測量前に隣接土地所有者様に挨拶を行います。
照合・仮図面	測量データと収集した資料とを照合し、過去の測量図と寸法の差異、登記記録上の面積との差異などを検討し、仮図面を作成します。
立会い	隣接地の土地所有者や、国、県、市町村など役所と立会いを行います。全て隣接地の土地所有者様の了解を得ます。
境界標設置	立会の成果を元に境界標の設置をし、隣接地所有者さまから境界確認書へ署名捺印を頂きます。
成果品納入	境界確定図面、測量成果などの成果を納入します。

成果品例

- 位置図
- 地図または地図に準ずる図面
- 測量データ（基準点網図、計算書、精度管理表など）
- 境界確認書
- 官民立会証明書
- 立会写真、境界標写真
- 確定測量図
- 地積測量図